

# Product Liability NEWS

10号

31.Oct.2022

PL 対策

検索



【発行元】

一般社団法人 PL対策推進協議会（略称：APL）  
〒982-0823 宮城県仙台市太白区恵和町 35-28  
TEL：050-6865-5180 FAX：022-247-8042  
E-mail：c-japan@pl-taisaku.org



## 11月は製品安全総点検月間、何をどうやって点検していますか？ ～製品（食品も含め）の安全とテロ対策～



ニューススイッチ <https://newsswitch.jp/p/27485>  
全自動自動運転レベル4 無人運転の実証実験進んでいます

9号でお知らせしたように、PL 研究学会の製品リコール検討委員会では「食品リコール」についての研究を開始しました。そのとたん、業界団体から提示された「北米での食品テロに関する課題とその対策」です。関心のある方はこの論文をぜひお読みください。  
[https://www.musashino-u.ac.jp/albums/abm.php?f=abm00011526.pdf&n=02\\_アメリカにおける食品テロへの対応\\_大沢秀介.pdf](https://www.musashino-u.ac.jp/albums/abm.php?f=abm00011526.pdf&n=02_アメリカにおける食品テロへの対応_大沢秀介.pdf)

テロ対策はサイバーテロが今頻繁に国内の通信ネットワーク、金融、企業などのシステムにて「原因不明」と公表され、電話通信キャリアの代表者が謝罪してい

ます。9月28日に EC 指令で PL 法にて「無体物の情報」も対象とすることがブリュッセル本部より公表されました。国内の PL 法の改定論議が進む中にこれは大きな問題となります。

製品の安全は通常、消費生活用製品では製品安全4法を順守して所定の安全性を担保できる製品を製造することを法律で義務としています。それでも次々に新しい製品が生まれ、車からお掃除ロボットなども AI を利用し便利になっています。AI に人格権を持たせる、それでも AI が損害賠償をできるわけではないので、当然その AI の所有者、そのプログラムを書いた人などが責任を負う可能性が高くなりました。

一方、同じテロでも「食品テロ」ということが北米ではすでに取り沙汰されています。2001年9月11日の同時多発テロにてタリバンの炭疽菌テロ、そして日本で起きたオウム真理教による地下鉄サリン事件のようなケースもふくめ、「バイオテロ」としての法整備を進めており、今回のコロナもその一環で規制法の見直しを行っているようです。

その法規制の方法について、英国型と北米型で似て非なることが論じられています。英国型はこれまでの日本では議会制度から行政の取り組みであり、製品安全で考えると「製品安全ガイド」「リコールハンドブッ

ク」を国が策定公表し、それを皆が行うというやり方です。すでに今年 3 月に経産省ではこのリコールハンドブックによる評価を行い、「事例集」として公表しています。

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/producer/system/jireisyuu2022.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/system/jireisyuu2022.pdf)

これまでの方法では製品リコールの成功率は今や効果がないことも判明しました。国は「ICT/IoT を使い製品トレーサビリティを行うこと」と 2018 年に既に公表しています。トレーサビリティについては、p.7 にて説明します。

なぜ製品リコールをするのかは言うまでもなく、安全性が疑われたり、実際に事故が起きた場合、事故の未然防止と再発防止を実行し、消費者市場での安全性を確保するためであり、「是正処置」として行います。ですから伝えられないのを改善もせず放置するとそれが問題となります。

今までは言われたことをやればよいで済まされたことが、「なぜ新しい方法をしなかったのか？」という「脆弱性評価」としている米国型の企業の安全確保の問題を指摘してきます。

食品テロは、コストがかからない、狙いやすい、犯人も逃げやすいなど、テロをもくろむ者には大変簡単に社会に大きな被害を与えることが可能な「ソフトターゲット」と言われています。食品はすでに HACCP などの「衛生管理」を順守して安全なものづくりをしています。これにより安全性や鮮度を維持するため、加工工場内は全自動化を行ったり作業者の衛生管理などに万難を期して対応しています。それでも悪意をもって犯罪を犯すものはあらゆる手段で脆弱な部分を狙ってきます。

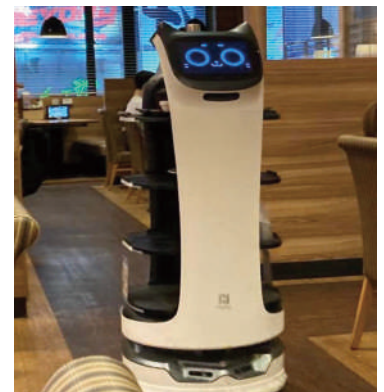
機械でも食品でも、安全性が確保できなくなったらやはりその「緩和策」として自主回収やリコールで一時的に早くそのリスクを低減しなければなりません。前号でも報告した通り、自動車の自動運転などのことから、EC 指令で「AI を PL の対象に入れる」と報告されました。このことを安易に「当社は AI は使っていない」という方が多くいますが、電子情報を対象にその人格権を AI に例えていると解釈することが良いと思われまます。個人情報漏洩や通信障害などもこの「情報」としてこれまでは謝罪で済んだことも企業や個人に拡大損害が明確になると、民事賠償の対象になると警戒してください。



人型介護・生活支援ロボット  
PALRO

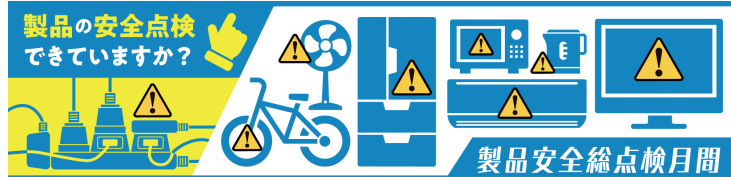
これらのことが今、わが国ではほとんどの方が知らず、「とりあえず回収しておこうか」という安直な考えで行われているものが多くあるようです。

賢い経営のもとに現場も賢い選択を行う、3年5年、10年先を見越して超円安のこの時代に無駄をなくし品質管理、品質保証の体制整備の見直しと DX 化を進めてください。(渡辺吉明)



ファミリーレストラン「ガスト」で導入されている配膳ロボット、多くの場面ですでに AI を利用した機械が普及しています。リチウムイオン電池を利用していますから、その視点での安全点検も必要です。

## 11 月は製品安全総点検月間です。



経済産業省 [https://www.meti.go.jp/product\\_safety/consumer/soutenken.html](https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/soutenken.html)

11 月は経済産業が推奨する製品安全総点検月間です。当協議会も毎年製品安全の取り組み普及に向けたキャンペーンを実施しています。

**10 月～12 月まで賛助会員に登録された場合、会費を半額とし、当協議会が普及を進めている「安全点検アプリ」を無料で利用できます。(条件付き)**

詳しくはこちら

[https://pl-taisaku.org/?page\\_id=4456](https://pl-taisaku.org/?page_id=4456)





11月は製品安全総点検月間です。なかなか、このイベントが普及していません。もともと「製品は安全」これが常識ですから、安全性を疑うことは一般的でないということです。それでも、毎年、不具合のある製品が使われ重大事故になっています。

経産省では上記のイベントを家電製品販売店と連携して進めるようです。

国が定めている重大事故とは製品起因での死亡・後遺障害（事故発生から180日後の状況）は当たり前で、そのほか下記のように定めています。製品欠陥があったかどうかはその後の調査などの結果になります。

## 火災

119番通報があれば誤報であっても消防車が出動し安全を確認します。その際に既に消えていても出火痕があれば「火災」となり、その原因が製品であればこれは重大事故となります。

## 一酸化炭素中毒

多くはコンロやストーブなど、燃焼系の製品での不完全燃焼などで発生した一酸化炭素による中毒です。一酸化炭素は猛毒であつという間に意識を失い死亡します。薪や炭などを使ったバーベキューを室内で行なって亡くなる事故も起きていたり、知人から借りた別荘でペチカでの不完全燃焼が発生、廃棄ダクトが詰まっていたり寝ている間に中毒死した例もあります。これは製品起因ではありますが、使い方を知らないことから生じた事故でもあり、製品（ペチカも同様です）を作った人の責任が本来問われます。バーベキューなどのアウトドア製品の多くは、同様のリスクを持っています。

## 治療に30日をこえるケガ

これが一番問題です。大したケガではなかったと本人も思っていたら、ケガが原因で感染症になったり治療が予想以上かかる、病院によってはコロナの関係などから来月来るように言われる、これも30日をこえます。

重大事故としての届出はそのことを知った日から10日以内です。それを過ぎると報告義務違反になります。

では誰が製品の安全点検をするのでしょうか。消費者が簡単に点検できる仕組みが整備されていません。消費者は先に述べた通り「製品は安全」という認識で、壊れるまで使う、食品だって消費期限を過ぎても食べられるものがたくさんあります。製品には必ず寿命があり、「設計寿命」として設計した者しか知らない情報です。製品コストに直結しており、異常に安いものはこの安全設計を疑うべきです。中古でも使えるものがたくさん販売されていますが、安全性は誰が責任を負うのか、その結果重大事故になったらどうなるのか、最悪を想定しその対応方法を普段（White Mode）の時に対応方法を決めて、万一そのような情報が入ったら直ちに経営者が是正処置を命じることのできる社内体制と対応システムが必要になります。

異常が発見されたら Black Mode として直ちに対処し、市場での人などへの危害を低減させる取り組みが製品リコールです。自主回収とリコール、混同しないようにしましょう。このような視点で、製品安全対策を進めている事業者は自社の取り組みの点検をしなければなりません。取扱説明書や本体表示、製品リコールや設計寿命の通知方法などから総点検してください。（山岸義彦）

道具で世界に笑顔を



〒955-8655  
新潟県三条市塚野目2341-1  
<https://www.takagi-plc.co.jp>



## 東北工業大学製品安全シンポジウムが 開催されます。

本年も、製品安全月間に合わせて、宮城県の東北工業大学主催で製品の安全をテーマにシンポジウムを開催いたします。



大学でのシンポジウム・講義風景

同大学と関係の深い山岸理事の縁で 2010 年に「デザインを学ぶ学生につくる責任、つかう責任を考慮してもらおう」ことを目的に当協議会前進団体の JTDNA の時代に講義が始まり、工業デザインや産業デザインを学び、将来ものづくりを担う学生に対して、「デザインと PL」という視点を交え消費者基本法や製造物責任法といった基礎的な法律や、製造～販売～廃棄に至るまでの事業者責任、わかりやすい取扱説明書・本体表示への改善といった PL 対策の基礎知識の講義を行っています。今では毎年 100 ～ 200 名程度の学生が受講しており、就職活動に活用するため多くの学生が PL 検定を受験しています。

今年も昨年に引き続き、オンラインで録画したビデオを視聴する、という形での講義となりましたが、それでもユニバーサルデザインを学ぶ講義の一環として、「製品の安全と PL 対策」という内容で当協議会事務局長の菅野が 2 コマ授業を担当させていただきました。

そして、東北工業大学が主催している製品安全これまでのシンポジウムは、「作り手・つなぎ手・使い手の立場による製品安全や消費者安全」、「子供たちの立場に立つ消費者安全教育」等の視点で、2014 年から開催し今年で 9 年目を迎えます。

昨年からは、シンポジウムのテーマを「製品と消費者安全の SDGs」としています。SDGs には、目標 12「つくる責任・つかう責任」として位置付けられており、

今回は、「モノの終活・循環」に着目し、モノを使用し終える時の責任やつながる仕組みについて、作り手・つかい手・つなぎ手の立場から考えます。(渡辺欣洋)

- 開催日：2022年11月19日(土) 13:30～15:30
- 主催：東北工業大学製品安全シンポジウム実行委員会  
共催：東北工業大学 地域のくらし共創デザイン研究所  
東北工業大学 地域連携センター  
一社) PL 対策推進協議会  
後援：一社) PL 研究学会

### ●開催方法

Web 会議システム「Zoom ミーティング」によるオンライン開催

### ●シンポジウム パネラーからの話題提供

- ・「製品の寿命を考えたモノづくり」  
アイリスオーヤマ株式会社 商品開発部部长  
佐藤耕平氏
- ・「これからのモノの寿命と循環及びルールづくり」  
一般社団法人 PL 対策推進協議会 会長 渡辺吉明氏
- ・「仙台市八木山での実践・無償譲渡会『ただもん市』」  
一般社団法人ございん八木山 代表理事 井上則雄氏

- 開催の詳細とお申し込みについては HP で追ってお知らせします。

東北工業大学長町  
キャンパス



取扱説明書、本体表示、  
scodt のご利用のご相談  
承っています。



私たちは、お客様のご要望を  
しっかり引き受ける  
三条印刷の「まるしか隊」です。



Sanjo Printing Co., Ltd. 三条印刷株式会社

■営業品目/ポスター・パンフレット・チラシ・出版(作品集・書籍・記念誌)・広告代理店 他

本社：〒955-0072 新潟県三条市元町9番3号

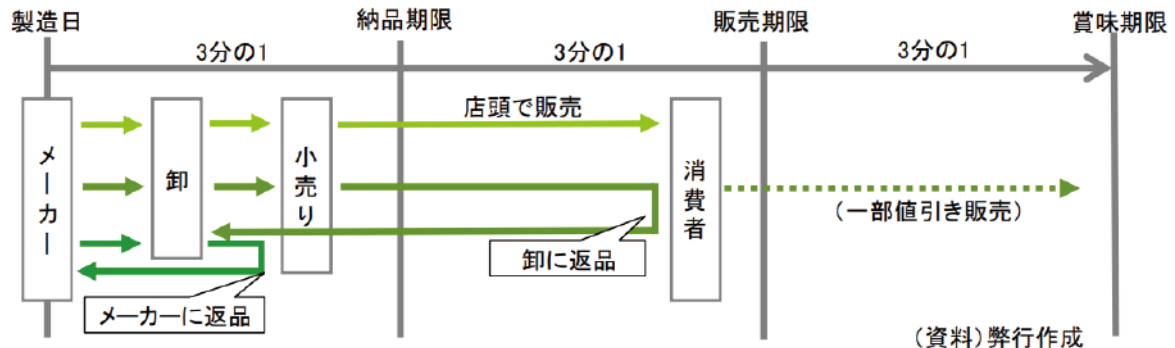
TEL.(0256)32-2281(代) FAX.(0256)32-2670

URL <https://sanjo-prn.co.jp>

- 新潟支社
- 長岡支店
- 関越営業所
- 上越営業所
- 高崎営業所

## 食品ロス削減で「賞味期限」の扱いが変わる

図表 1 3分の1ルール の概要



(資料) 弊行作成

食品の賞味期限は「美味しく食べられる目安」であり、JAS 法及び食品衛生法で定められた食品には必ず表示されています。

しかしながら、この賞味期限表示が原因となって、まだ食べられる食品が消費者に届かないままに廃棄されるという弊害があることをご存知でしょうか。これは日本独特の商習慣に端を発します。

### 食品業界の3分の1ルール

賞味期限切れの商品が店頭には並ばないよう、メーカーと小売が交わす納品場の取り決めは「3分の1ルール」と呼ばれます。

これは、食品の生産から賞味期限までの期間を「メーカーの納品期限」「小売の販売期限」「消費者の賞味期限」を「3分の1ずつ分け合う」という考え方です。対象は常温保存できる加工食品であり、メーカーは賞味期限の3分の1を過ぎた商品を小売に納品しません。

はっきりとした規定があるわけではない、いわゆる「業界の習慣」で、1990年代に定着したと言われます。例えば、賞味期限 12 カ月の商品でも、製造後4カ月以内に納品できなければ返品されてしまい、あと8カ月は美味しく食べられる商品も廃棄に回る可能性があります。

この慣習の裏には鮮度にこだわる消費者の存在があり、業界として納品期限の緩和をはかるも思うようには進みませんでした。

また、業界は「賞味期限表示の見直し」にも力を入れ、賞味期限の長い商品は表示を「年月日」から「年月」に変え、日にちに左右されにくくしました。

ただ、これだけでは「取り組みの価値が消費者に伝わっていない」「小売店は納品期限の緩和を他社の動向を見て判断したがる」などの指摘が相継ぎました。

### SDGs の浸透が転機に

ところが、近年の SDGs の浸透によって、SDGs 推進の観点で見直しに取り組む企業が増え、で風向きが変わり始めました。

ロス削減に取り組めば在庫管理の効率化や物流コスト削減にもつながります。

実際に賞味期限の年月表示化によって、在庫の細かいチェックが省力化され、輸送や保管もラクになったという飲料メーカーもあります。

賞味期限表示を変えるだけで、食品の流通を効率化できたということは、賞味期限以外の表示、例えば、保存の方法、原材料名や添加物など必要な情報をどのように表示し、どのように伝えていくのかを再考することで、さらなる改善が図れるのではないのでしょうか。

鮮度意識の高い日本において、この SDGs の浸透は消費者の意識も変えつつあります。

この機会を逃さずに行動していきたいものですね。

(椿克美)

<参考> NIKKEI プラス1 2022.10.22号

## PL対策専門講習のご案内

最新の PL 対策を学びたい方に向け、当協議会ではさまざまな場を提供し、またその知識の整理確認を証明するために PL 検定を行っています。

一方、個人的なスキルとしての検定には関心がないが今後の新たな業務改善やコンサルティングの中で、正しい製品の安全対策を具体的に組み込みたいなどのニーズに対応する「専門講習」を行っています。

「専門講習」はこれまで、PL 検定上級受験申込者、もしくは PL 検定初級合格者に向けた対応でしたが、本年に入り産業用機械などの分野などの方からも「最新の！ PL 対策や取扱説明書の改善を進めたいので専門的な知識の場が欲しい」との要望が増えており、2022年11月より「PL対策専門講習」を開始します。

### このような方が対象です！

- 販売後の製品の迅速な製品事故や製品リコールの体制を整えたい。
- サイレントチェンジなどのリスクも含め現状の組織を活かし、効率の良い社内体制を進めたい。
- 具体的な手段や国などの状況をいち早く知り、社内で活かしたい。
- 取説や本体表示の改善などを進めたい。
- 現在のサービス内容に最新の製品の安全に関する具体的なアドバイスができるようになりたい。
- これまでの経験を活かし、副業や将来自立するための知識を習得したいなど

#### コース1 体制整備と Black Mode 対応

- ①基礎講習 (2時間) ②専門講習1 (2時間)
- ③専門講習2 (2時間)

受講料 55,000 円 (一人)

#### コース2 取扱説明書と本体表示など

- ①基礎講習 (2時間) ②専門講習1 (2時間)
- ③専門講習2 (2時間)

受講料 55,000 円 (一人)



## APL 11月の無料 Zoom セミナーのご案内

今年は特に多くの情報が動いています。9月28日には EC 指令で PL 法にて「無体物の情報」も対象とすることがブリュッセル本部より公表されました。

さらに物流でも変化が表れ、北米では GS1US がこれまでの一次元シンボルを 2024 年には米国内の POS(店舗での決済システム) を 2次元シンボルに対応するようにシステムを更新していくことを公表、SUNRISE2027 として 2027 年には完全に移行するとしています。

現在は事業規模が拡大し、販売方法も多岐になり、セルフレジなども当たり前になってきました。市場に販売したものの回収責任は、単に衛生管理や事故との相関のない回収修理とは全く異なるテロ対策にも連動し、その責任が問われます。

そのような社会状況の変化をいち早く捉え、最新の情報をお届けするために無料のセミナーを開催します。どなたでもオンラインで参加できますので、ぜひご参加ください。

### 新たな時代の体制整備と PLP (新技術について)・PLD (Black Mode 対応)

11月4日(金) 16:00~17:30

製品事故を未然防止するためには平時の社内での体制整備がまず必要になります (PLP: 製品事故未然防止策)。さらに、異常が起きたとき (Black Mode) は通常の対応では間に合いません。(PLD: 製品事故発生後対策) それらの対策を最新の情報とともにご説明します。

### 取扱説明書と表示対策

11月18日(金) 16:00~17:30

2018年に消費生活用製品の定義がポジティブリスト化され、中古市場などで簡単に手に入る業務性製品も消費者対応を余儀なくされています。そのような状況の変化に合わせた消費者対応の取扱説明書や本体表示について解説します。

詳細・お申し込みはこちら  
<https://pl-taisaku.org/?p=4499>



最新のPL対策を検討、また実際に取り組んでいる方々からの質問などについて取り組みの参考にしていただくためのコーナーです。今回はセミナーに参加された方からの疑問、質問にお答えします。

## 製品トレーサビリティはどうやるのか？

製品安全やリコールの面ではこの言葉の一人歩きのような国内の状況ですが、実際にはどのように行われるのでしょうか。

amazon で深夜に買い物したものが翌日自宅に配達される時代です。すでに利用している方は、刻々とどの場所に今あるのか、確認することができます。宅配事業者も製品と配達先をドライバーが常に確認し、「置き配」なる新語もできて、印鑑も押さずに指定した場所に置いていきます。ネットで買うときに正しく製品を特定できていれば誤配送はほぼないと思います。

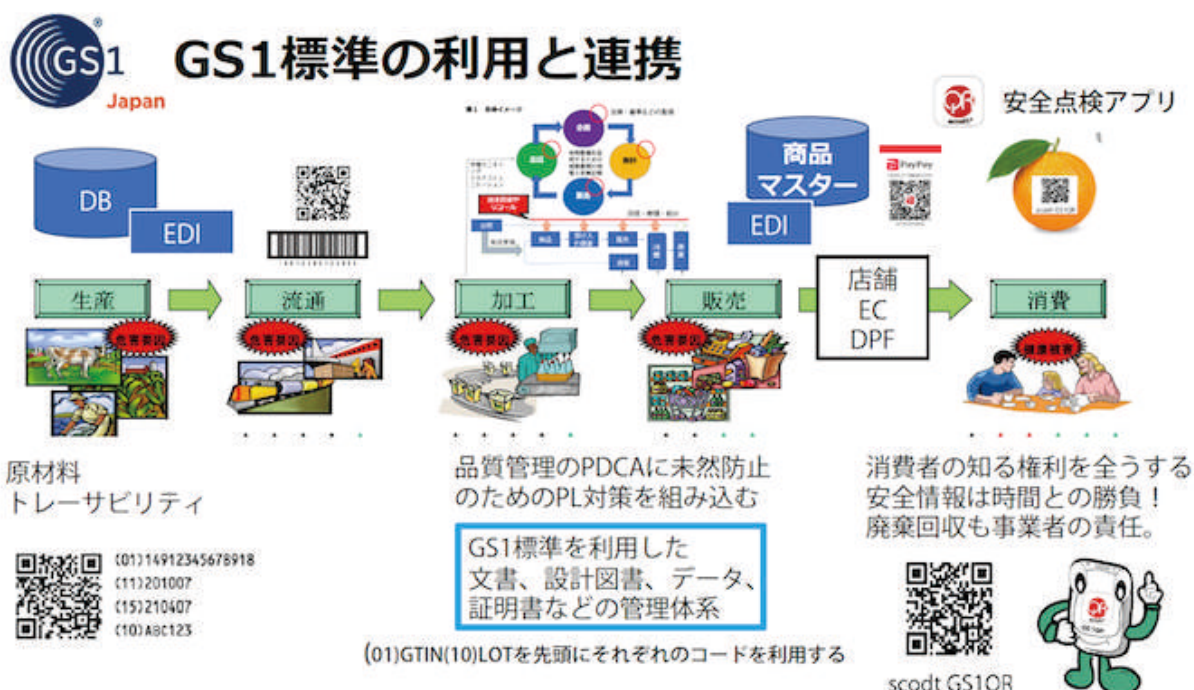
これは全て「バーコード」を利用し正確に「物と情報の一致」を自動認識で行います。倉庫でピッキングする際には製品や化粧箱のGTIN(JAN)、注文者の買ったさまざまなものを箱時入れその箱には電子タグ(RFID)や新たなバーコードを貼ってそれを利用し購入者の指定した場所、時間に届けられています。

下図は当協議会会長が本年9月29日に開催されたPL 研究学会の2022年度製品リコール検討委員会第1回にて発表した資料の図です。食品リコールがテーマですので農水省の資料のイラストを利用していますので、生産者は原材料の農家、畜産家、漁師などで、組合などが事業者になる場合があります。

加工者はメーカー（製造者）になります。食品も工業製品も部品や原材料などを海外から輸入することが多く、その場合のトレーサビリティとして、どこの誰がどういう仕様もしくは作り方などをモニタリングできるための情報が必要です。この情報はメーカーにとっての生命線の情報でもあります。安全に迅速に正確にそれを実行するには、紙ベースではなく今はPDFやスプレッドシートなどのデータを原材料やロットごとに確認できるようにすることになります。その経路もトレースするには、したの図のように1次元もしくは2次元のバーコードやRFIDを利用します。

製造過程を無事通過した製品はお店で販売することになりますが、ここが今のオムニチャネルと呼ばれる構造では、どこのお店で誰が買って誰が使っているのか、これを特定することが非常に難しくなっています。国も含めそのインフラが無い中で、北米では食品テロ対策のための法律の元、食品安全強化法(FSMA)204で2025年には生産者から消費者までのスマート化のトレーサビリティを行うように示されています。重大な事故(テロ)は24時間以内に報告し対応をしなければなりません。

国内もすでに「消費生活用製品リコールハンドブック2019」では効果が限定的と報告されています。ICT/IoTでの製品トレーサビリティはGS1USの動向でわかるように2025年に向け始まっています。(菅野裕)



## 社内の体制整備、進んでいますか？

『取扱説明書ガイドライン 2022』『最新！PL 対策解説書 2022』『PL 検定テキスト 2022』の売上が好調です。

最近の売上の傾向としては、法律事務所、産業用機械メーカー、マニュアル制作会社などの方が多く購入されているようです。

元来、工場などの労働現場で使用される機械類は労働安全衛生法で管理され、事故が起きた際も労働災害として扱われています。その中では取扱説明書はマニュアル・指示書としての役割が強く、作業員や保守点検者が読むものとされてきました。ところが、そういった製品が一度中古市場に流れ一般の消費者が容易に購入できるようになると、それは消費生活用製品として扱われることとなります。一般の消費者が扱うわけですから所管される法律も異なり、設計から売り方、取扱説明書や売った後の責任も大きく異なります。

また、取扱説明書の改善には社内規定を変更するわけですから社内での体制整備も必要になります。企画～設計～製造～品質保証での PDCA をしっかりと回し、製造段階だけではなく製品が市場に出たあとの回収・廃棄までを含めたトレーサビリティを組み込むことが重要になります。より詳しく学びたい方は

6 ページで案内している無料セミナーや書籍の購入で学び、PL 検定や 11 月開始の専門講習でしっかりと学んでください。

## 製品の安全に関するアンケート実施中！

様々な事業者の製品安全対策の関心度に対するアンケートを実施しています。また、セミナー申込時にも同様のアンケートにお答えいただいています。当協議会が活動する上で参考とするデータとなりますので、是非ご協力ください。回答が集まり次第 news の紙面にて結果を報告いたします。(菅野裕)



アンケートはこちら

<https://forms.gle/yttCA51Li87eyMEc7>



最新！PL対策解説書2022  
税込 5,280 円

これ一冊で、最新の PL 対策  
まるわかり！

ポジティブインセンティブ規制、ポジティブリスト化する法律や基準、急速に進む流通小売の動向など、製品安全の最前線で 27 年に及ぶ PL 対策の第一人者 R&D スペシャリストが書き下ろした実務書です。

皆様の業務改善、体制維持などの全てが書かれています。取扱説明書ガイドライン2022と併せて万全の最新の PL 対策にお役立てください。



PL 検定初級 5,280 円 (税込)

PL 対策・体制整備・表示などの  
基礎を学べます

詳しくはこちら>>

[https://pl-taisaku.org/?page\\_id=630](https://pl-taisaku.org/?page_id=630)



取扱説明書ガイドライン2022  
税込 7,700 円

わかりやすく、見やすい  
消費者視点の取扱説明書

産業用機械から日用品まで、消費者市場にて使われるものを対象に「取扱説明書ガイドライン 2022」を新たに出版しました。

初心者でも作れるようにテンプレートもデータで配布します。モバイルの小さな画面でも、知識のない人でも分かりやすく正しい使用方法を伝え、誤使用の事故をなくすことを目的とし、当協議会では PL 検定受験を通し「なぜ取扱説明書が必要なのか、表示とはどのような関係なのか」も理解していただけるように支援を行なっています。